

## 公共施設の最適化に向けた取組について (素案のたたき台)

「尼崎市の公共施設の現状と課題」等を踏まえて作成した「素案策定の基本的な考え方」(以下「考え方」とする。)に基づき、公共施設の最適化に向けた取組を以下のとおり進める。

### 1 地域における協働のまちづくり等の拠点及び行政サービス提供の場の設置場所等について

#### (1) 地域振興センター等

ア 6地区に存続する地域振興センター及びコミュニティルームについては、施設の老朽化等の状況や窓口機能の集約化の内容などを踏まえるなか、中央地区以外は地区内に新たに建設する地区会館との複合施設に設置する。支部社協についても、地域振興センターとともに新たな複合施設内に設置する。

イ 中央地区の開明庁舎については耐震性が確保できていることから、引き続き、現在の施設を使用する。

#### (2) 地域保健担当、地域福祉担当等

ア 地域保健担当、地域福祉担当の集約等を行うにあたっては、市民からの相談等に対し、保健・福祉に係る各組織が一体的に、十分な連携のもとで対応でき、また、相談、手続きができるだけ完結するよう、福祉事務所、福祉担当各課及び保健センター機能を再編した相談窓口(仮称/保健福祉センター)を市内2か所に設置し、専門性を持った相談機能(生活保護、高齢者、障害者、児童など)を充実化する。

イ 仮称/保健福祉センターは、市役所第2駐車場に新たに建設する複合施設と、阪急塚口駅周辺に設置する。施設内での配置については、利用者の安全・安心や利便性にも配慮し、検討する。

ウ 上記の取組は平成27年度中を目途に実施する。

#### (3) サービスセンター・証明コーナー

ア より効率的な窓口配置と、窓口取扱業務を統一するべく、現行5か所の証明コーナーを鉄道駅周辺3か所(阪急・JR・阪神)のサービスセンターに集約化を行う。

イ 阪急沿線及び阪神沿線については、現在の阪急塚口サービスセンター(阪急塚口さんさんタウン3番館6階)、阪神尼崎サービスセンター(開明庁舎)を存続する。JR沿線については、より利便性を高めるため、JR尼崎駅付近に床を確保し、サービスセンターを

設置する。

ウ 上記の取組は平成27年度中を目途に実施する。

(4) 窓口機能の集約等に伴う課題への対応について

窓口機能の集約等に伴う課題については、今後、以下の方向性を持って市内部での検討、調整、他団体との調整等を進める。

ア これまで各地区の地域保健担当、地域福祉担当が担ってきた手続等については、必要性を精査のうえ、市民の負担軽減策を検討する。

イ 証明コーナーの集約化に伴い、存続するサービスセンター等への集中が予想されることから、阪急塚口サービスセンター等の事務室及び待合スペースの拡張整備を行うとともに、本庁市民窓口を市役所第2駐車場に新たに建設する複合施設に移転することも検討し、受け皿の確保を図る。また、市民サービス面での低下を補う手段として、コンビニ交付の導入に向けた取組を進めるなど、市民の負担軽減策を検討する。

資料 1 福祉事務所、地域保健担当、地域福祉担当等に係る現状と選択肢の比較

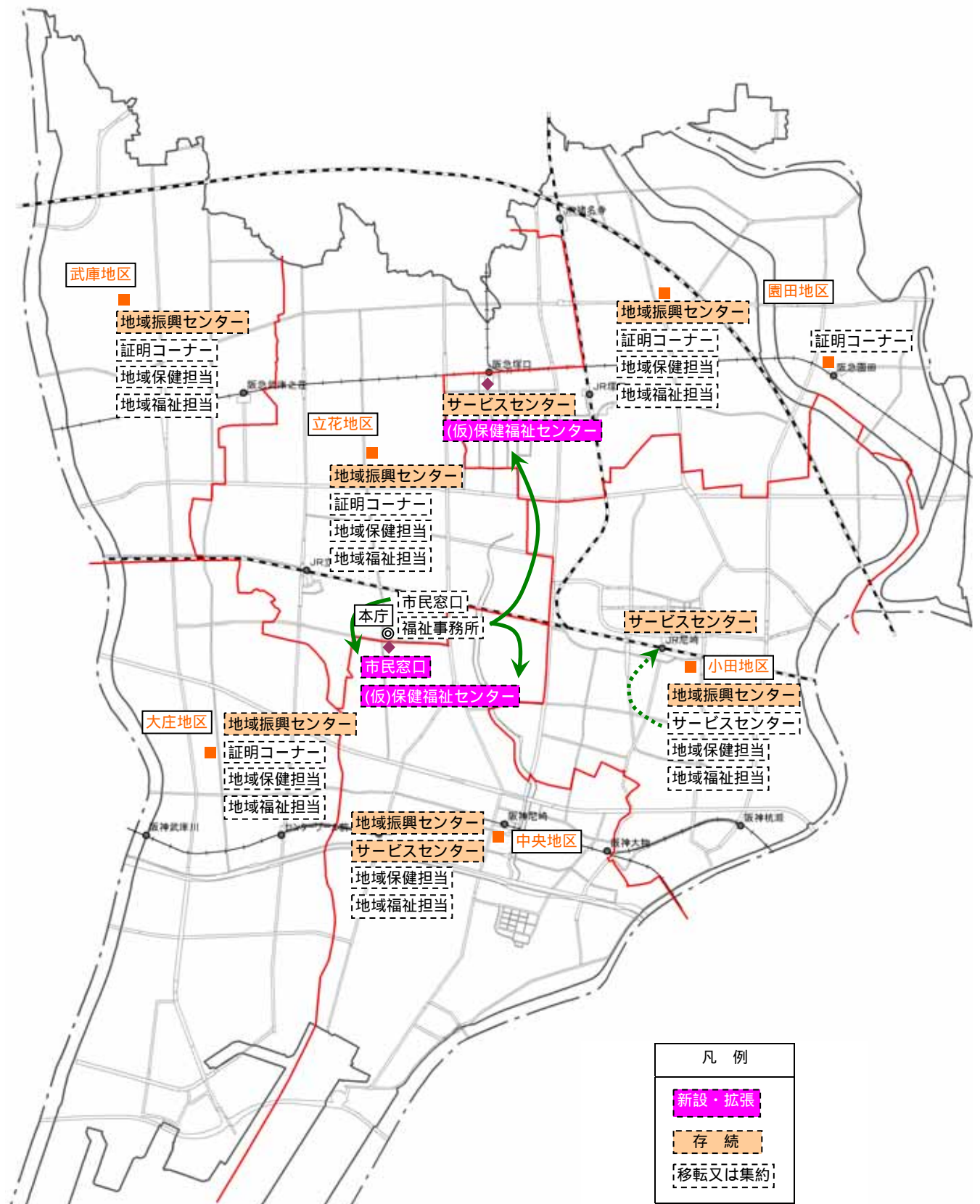
	現状の課題
地域保健担当 地域福祉担当 (6か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診や予防接種などの保健業務を実施するうえで、建物の構造面から当該業務の安全・安心な実施に課題を抱えている。</li> <li>・福祉関係の申請受付等の事務を行っているものの、相談対応を含む業務内容には制約があるため、結局本庁に行かざるを得ない場合もある。手続等の内容によって行く窓口が異なることにより、市民にとって分かりづらく、不便さを招く要因となっている。</li> </ul>
福祉事務所 (本庁1所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長引く経済の低迷、高齢化の進行等による被保護者数の大幅な増加により、年々組織規模が拡大し、組織の肥大化による弊害が生じてきている。</li> <li>・本庁舎内での適切な事務スペースの確保が難しくなっている。</li> </ul>



	基本方向	策定過程で検討した選択肢
個所数と場所	仮称 / 保健福祉センター 2 か所 ・ 阪急塚口 ・ 本庁周辺	仮称 / 保健福祉センター 3 か所 ・ 阪急塚口 ・ JR 尼崎 ・ 本庁周辺
現状の課題への対応、取組の効果	必要な床の確保又は新たな施設の建設により、保健業務を実施するうえでの課題を解消できる。 集約化と窓口機能の充実化により、保健福祉サービスの総合的な相談窓口機能の強化を図ることができる。 サービスの総合化により、機能間の連携強化や職員のスキルアップを図ることができる。	
実施に伴う課題等	・ 南北間の人口格差 (南部 4 割、北部 6 割) が問題となるが、被保護世帯は南北ほぼ均衡している。 ・ 0-12 歳の数は北部が約 64% を占めていることから、人員配置や施設整備の面で状況に応じた配慮が必要になる。	・ 各区域の人口格差を見れば、0-12 歳の数では武庫・立花が 42%、小田・園田が 37%、中央・大庄が 21% と、2 所の場合よりも格差が広がる。
		・ 適切な人員配置であれば 3 所の方が市民サービスは向上するが、職員数が大幅に増加する。 ・ 不十分な組織体制での 3 所化は、かえって市民サービスの低下を招く。
	(地域の身近な場所に窓口がなくなる。) 課題対応 1 (4)	

資料2 地域における協働のまちづくり等の拠点及び行政サービス提供の場の配置

下図は地区ごとの機能面の整理を示すものであって、施設の設置場所を示すものではない。



2 地区会館等の各地区にある施設の建替えや設置場所等について

(1) 建替え等の検討対象施設について

対象施設について、「考え方」では、今後 10 年程度の間建替え等が必要と考えられる施設を基本として、複合化の組み合わせや施設の移転先の確保等の要素も考慮し、選定している。支所（地域振興センター）を含めた各地区にある施設のうち、老朽化が進み、かつ、耐震基準改正前のしゅん工で、耐震改修未実施の施設は以下のとおりである。

【支所 / 地域振興センター】 小田 大庄 立花 武庫 園田

【地区会館】 大庄 立花 武庫 園田

【地区公民館】 中央 大庄 立花

このうち、支所（地域振興センター）と地区会館については「考え方」に基づき、複合施設として建替えを行う。また、中央公民館については次項のとおり、市役所第 2 駐車場に建設する複合施設内に設置するとともに、大庄・立花の地区公民館については耐震化等について検討することとする。

(2) 中央地区の施設（中央公民館等）

ア 新たな複合施設を建設し、中央公民館を設置するとともに、施設の機能向上の観点から、400人程度収容の一般利用可能な多目的ホールと複数の会議室も併設する。さらに、窓口機能の集約等に伴い、保健・福祉に係る窓口（仮称：保健福祉センター）を移転、設置するとともに、本庁市民窓口の混雑緩和に向けた対応として、同窓口の移転も検討する。

イ 新たな施設は、様々な機能を有する複合施設とするため、中央公民館の現在地よりも広い敷地が必要になる。併設する多目的ホール等は全市的な施設として位置づけるべきであり、また、窓口利用者の利便性を勘案すると、新たな施設は市内全域からのアクセスに配慮して設置することが求められる。そうしたことから、設置場所は市役所第 2 駐車場として使用している敷地とし、中央公民館の現在地は売却する。

ウ 平成27年度中の供用開始を目途とする。

複合施設 イメージ(例) 	6階	多目的ホール等
	5階	中央公民館
	4階	
	3階	仮称 / 保健福祉センター
	2階	
	1階	市民窓口など

1階部分の駐車場化も考えられる。

資料3 中央公民館等の複合施設の設置場所に係る選択肢の比較

	基本方向	策定過程で検討した場所	
設置場所	市役所第2駐車場敷地に新築して移転する。	労働福祉会館、労働センター敷地に新築して移転する。	中央公民館の敷地で建替えを行う。
敷地の状況	更地（駐車場） 敷地面積約4,200㎡ 市バス6系統	建物あり 敷地面積約4,000㎡ 阪神尼崎駅北（徒歩約10分） 市バス4系統	建物あり 敷地面積約1,800㎡ 市バス多数
最大可能延床面積	約8,400㎡	約8,000㎡	約3,600㎡
遊休地となる敷地	中央公民館 労働福祉会館等	中央公民館	労働福祉会館等
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域の中ほどで、市内全域からのアクセスがよい。</li> <li>・ 駐車場を確保できる。</li> <li>・ 第2駐車場敷地の有効活用が図られる。</li> <li>・ 引き続き中央公民館の所在地周辺に貸館機能を確保できる。</li> <li>・ 開発可能な遊休地の規模も大きくなり、現役世代の転入促進等への寄与もより期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場を確保できる。</li> <li>・ 労働福祉会館等の利用者に対して、引き続き現在地周辺に貸館機能を確保できる。</li> <li>・ 阪神尼崎駅から比較的近い。（ただし、この利点を重視する利用者には市外利用者も多く含まれると考えられ、全ての尼崎市民にとって最も重視すべきメリットとまでは言えない。）</li> </ul>	
デメリット		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央公民館の所在地周辺に貸館施設がなくなる。</li> <li>・ 北部や中部の市民にとっては比較的遠い。</li> <li>・ 開発可能な遊休地の規模が小さくなり、人口増等への寄与も限定的となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地が狭いため、複合施設の建設には向かない。</li> <li>・ 駐車場の確保も難しい。</li> <li>・ 建設期間中の休館が必要となる。</li> </ul>

(3) 小田、大庄、立花、武庫、園田地区の施設(地区会館、支所)

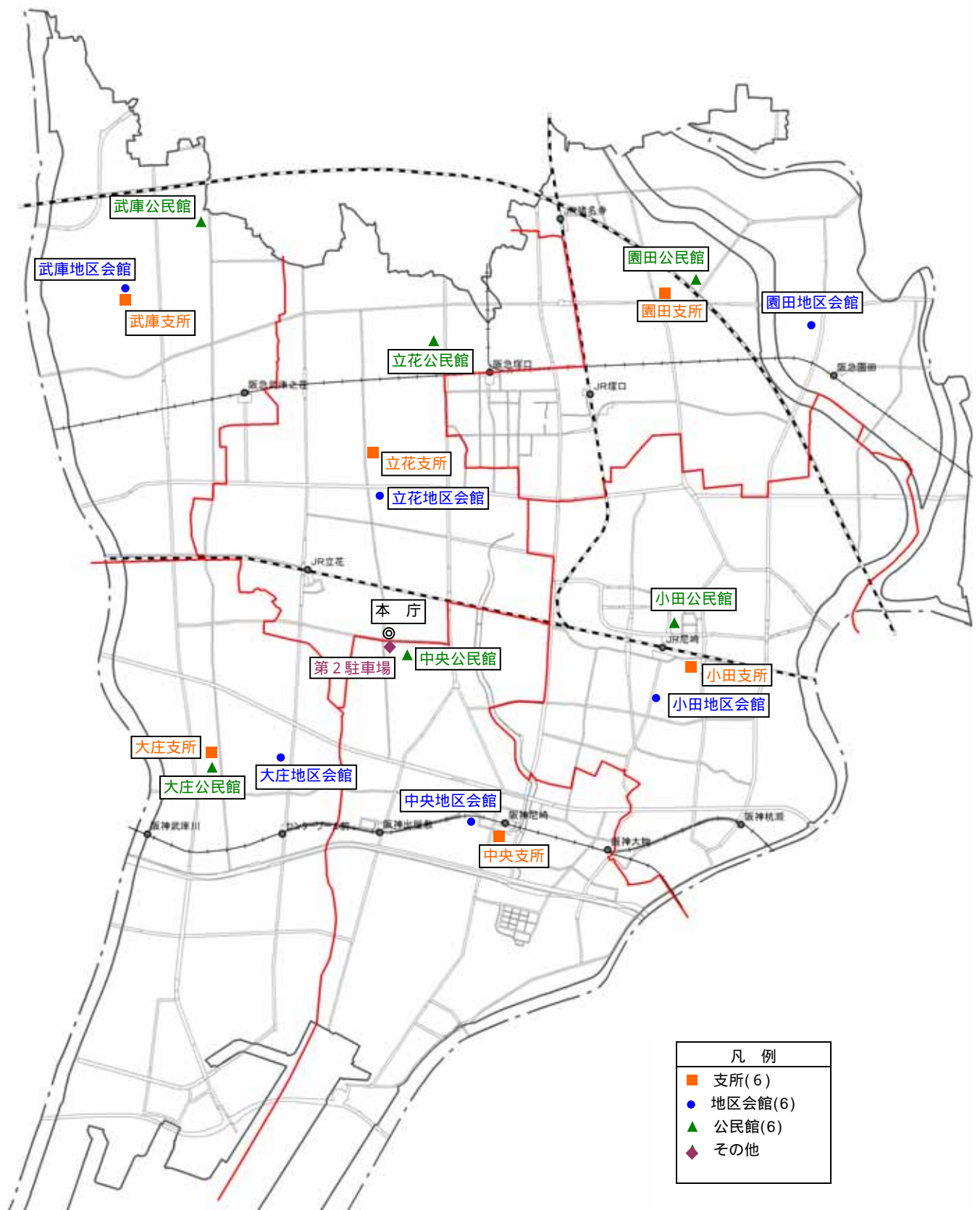
- ア 新たな施設を建設し、地区会館と地域振興センター等を設置する。
- イ 新たな施設の設置場所については、市民意見も踏まえるなかで今後検討する。
- ウ 現在の地区会館が平成28年度まで指定管理者による管理が行われることを踏まえ、新たな施設は平成29年度以降の供用開始とする。
- エ 現在の支所、地区会館の廃止に伴い生じる遊休地は、当該遊休地周辺の状況を見ながら、現役世代の転入・定住を促進するため、基本的には優良な住宅等の形成並びに新施設建設の財源確保に活用する。
- オ 上記イ～エの内容については、平成25年度上半期を目途として成案化に取り組むこととする。

(4) 労働福祉会館・労働センター

- ア 地区会館等と同様に貸館機能を有する施設である労働福祉会館、労働センターについては、「考え方」で示したとおり廃止の方向で取組を進めてきた結果、平成24年度末をもって廃止する予定である。
- イ 両施設の貸館機能は地区会館等の施設数を維持することで一定の代替が可能であると考えられるが、ホール利用のニーズにより積極的に応えるため、市役所第2駐車場に新たに建設する複合施設内に、一般利用可能なホール等を設置する。

なお、同様に貸館機能を有する総合センターについては、「考え方」で示したとおり、各地域における地区施設の見直しや、「公共施設見直しの方向性」に基づく管理運営面の見直しの取組を今後も進めていく。

資料4 (参考) 支所、地区会館、地区公民館の現在の配置状況





### 3 主に市の業務で利用する庁舎の建替え等について

「考え方」に基づき、老朽化等の問題を抱える施設（西消防署等）については、速やかに市内部での検討・調整を行い、移転、建替え等に向けた事務を進める。

なお、本庁舎については老朽化等の状況を踏まえ、市制 100 周年（平成 28 年度）という節目も視野に入れ、地区会館等の諸施設の建替え終了後に建替え等に着手するべく、市内部での検討チーム設置や市民等からの意見聴取を行うなど、今後の方向性について検討を進める。

### 4 尼崎養護学校の市内移転について（追加項目）

尼崎養護学校については「考え方」のなかでは特に言及していないが、現校舎は西宮市田近野町にあり、通園バスに 1 時間以上乗車する児童・生徒も存在することから、市内への移転が重要な課題となっている。

現在、市内移転実施に向けた検討、調整を進めているところであり、移転の場所及び時期等について、平成 24 年度のできるだけ早い時期に市の案を提示する。

以 上